

知っていますか？フリーランス新法 「一人親方」の歯科技工士との取引も対象

書面等による取引条件の明示、ハラスメント対策などが義務

昨年 11 月 1 日より、「フリーランス・事業者間取引適正化等法」（フリーランス新法）が施行された。

この法律は、フリーランスと企業等の間の取引の適正化と就業環境の整備を目的とし、書面等による取引条件の明示や報酬支払期日の設定・期限内の支払い等を定めている（右表参照）。業種を問わず、フリーランスと発注事業者との間の取引に適用される。

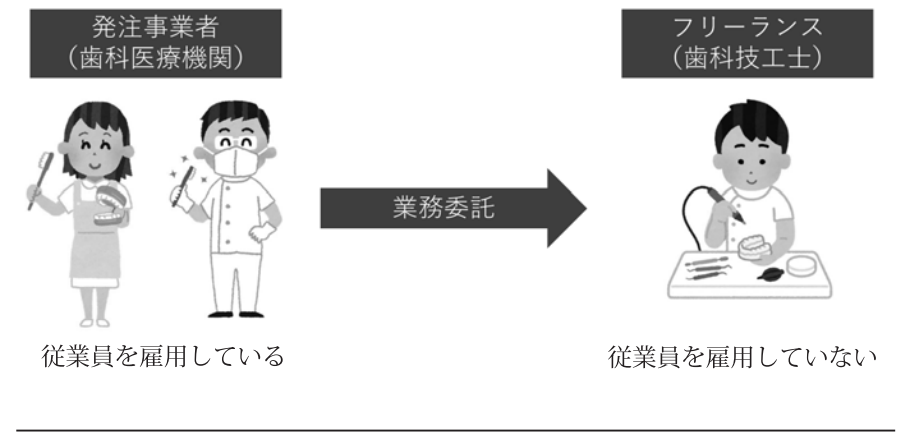
同法における受託者である「フリーランス」とは、従業員（期間を定めず雇用されている者や、週労働時間 20 時間以上かつ 31 日以上雇用が見込まれる者）を雇っていない個人や法人（特定受託事業者）。歯科においては、歯科技工所を一人で営む「一人親方」の歯科技工士などが該当する。また、対象となる「発注事業者」とは、そうした歯科技工士に技工を委託し、従業員を

雇用している歯科医療機関が該当する。

違反した場合は罰則も

発注事業者が違反した場合、公正取引委員会ならびに中小企業庁長官または厚生労働大臣により、助言や指導、報告徴収・立入検査などが行われる。命令違反や検査拒否などがあると 50 万円以下の罰金に処せられる。発注事業者の従業員が違反行為を行えば、違反者本人だけではなく、事業主も罰則の対象となる。発注事業者に義務違反があったとき、フリーランスは各省庁の窓口への申告が可能となっているが、フリーランス新法ではその申告をしたことを理由として、発注事業者がフリーランスに対して取引の数量を削減したり、取引を停止するなどの報復措置を禁止している。

歯科技工士の身分を保証し対等に取引できるよう、会員医療機関においては、取引条件を確認し、契約書を交わすなど必要な措置を講じられたい。



東京都足立区の柳原病院で自身が執刀した女性患者に対してわいせつな行為をしたとして、準強制わいせつ罪で逮捕・起訴された男性乳腺外科医に対する差戻控訴審で、3 月 12 日東京高裁は、男性外科医を無罪とした一審判決に対する検察官控訴を棄却し、無罪とする判決を言い渡した。

同事件は 2016 年 5 月 10 日に右胸から良性腫瘍を摘出する手術後、病室のベッドで横たわる女性患者 A に対して執刀した男性外科医が、着衣をめくって左乳房を露出させた上で、その乳首を舐めるなどのわいせつ行為をした、という疑いをかけられたものである。男性外科医は同年 8 月に逮捕、105 日間拘留された。弁護団は「A が麻酔から覚醒する



東京高裁前で無罪判決を掲げる

際のせん妄状態にあった可能性が高いこと」、「DNA 型鑑定およびアミラーゼ鑑定の信用性が低いこと」を主張、2019 年 2 月の一審判決は弁護側の主張が認められ無罪、2020 年 7 月の第一次控訴審は検察側の主張が認められら有罪（実刑 2 年）となった。2022 年 2 月の最高裁判決は東京高裁で科学鑑定について再度の審理を行うことを求め、破棄差し戻しとなった。

差戻審で東京高裁は、「麻酔覚醒時にせん妄状態に陥り、性的幻覚をみた可能性を排斥することはできない」と

- ・期間は関係なく、業務委託を行う場合に必須の項目…①②④⑥
- ・業務委託期間が 1 カ月以上の場合の義務項目…①②③④⑥
- ・業務委託期間が 6 カ月以上の場合の義務項目…全て

義務項目	具体的な内容
① 書面等による取引条件の明示	業務委託をした場合、書面等により、直ちに、次の取引条件を明示すること ●業務の内容 ●報酬の額 ●支払期日 ●発注事業者・フリーランスの名称 ●業務委託をした日 ●給付を受領／役務提供を受ける日及び場所 ●給付を受領／役務提供を受ける場所 ●（検査を行う場合）検査完了日 ●（現金以外の方法で支払う場合）報酬の支払方法に関する必要事項
② 報酬支払期日の設定・期日内の支払	発注した物品等を受け取った日から数えて 60 日以内のできる限り早い日に報酬支払期日を設定し、期日内に報酬を支払うこと
③ 禁止行為	フリーランスに対し、1 カ月以上の業務委託をした場合、次の 7 つの行為をしてはならないこと ●受領拒否 ●報酬の減額 ●返品 ●買ったたき ●購入・利用強制 ●不当な経済上の利益の提供要請 ●不当な給付内容の変更・やり直し
④ 募集情報の的確表示	広告などにフリーランスの募集に関する情報を掲載する際に、 ・虚偽の表示や誤解を与える表示をしてはならないこと ・内容を正確かつ最新のものに保たなければならないこと
⑤ 育児介護等と業務の両立に対する配慮	6 カ月以上の業務委託について、フリーランスが育児や介護などと業務を両立できるよう、フリーランスの申出に応じて必要な配慮をしなければならないこと (例)・「子の急病により予定していた作業時間の確保が難しくなったため、納期を短期間繰り下げたい」との申出に対し、納期を変更すること ・「介護のために特定の曜日についてはオンラインで就業したい」との申出に対し、一部業務をオンラインに切り替えられるよう調整することなど ※やむを得ず必要な配慮を行うことができない場合には、配慮を行うことができない理由について説明することが必要。
⑥ ハラスメント対策に係る体制整備	フリーランスに対するハラスメント行為に関し、次の措置を講じること 1. ハラスメントを行ってはならない旨の方針の明確化、方針の周知・啓発 2. 相談や苦情に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 3. ハラスメントへの事後の迅速かつ適切な対応 など
⑦ 中途解除等の事前予告・理由開示	6 カ月以上の業務委託を中途解除したり、更新しないこととしたりする場合は、 ・原則として 30 日前までに予告しなければならないこと ・予告の日から解除日までにフリーランスから理由の開示の請求があった場合には理由の開示を行わなければならないこと

乳腺外科医裁判の経過

2016 年 5 月 10 日	原告女性の手術日、警察への通報
8 月 25 日	逮捕、拘留（105 日間）
9 月 14 日	起訴
12 月 7 日	保釈（保釈金 500 万円）
2019 年 2 月 20 日	東京地裁判決言渡し（無罪）
3 月 5 日	検察官控訴
2020 年 7 月 13 日	東京高裁判決言渡し（実刑 2 年有罪）
2022 年 1 月 21 日	最高裁口頭弁論
2 月 18 日	最高裁判決言渡し（高裁差戻し）
2024 年 9 月 18 日	差戻審第 1 回公判
2025 年 3 月 12 日	東京高裁判決言渡し（無罪）
2025 年 3 月 25 日	東京高検上告断念（無罪確定）

裁判支援のお礼

県保険医協会では、これまで乳腺外科医裁判に対し署名、募金などを会員医療機関に呼びかけてきました。ご協力いただいた先生方には厚く御礼申し上げます。